

申込区分について

各申込区分に記載されている資格要件のすべてにあてはまる必要があります。

申込区分	番号	資 格 要 件																		
若年夫婦・子育て世帯	133	- 世帯構成が「夫婦」、「夫婦と子」または「ひとり親と子」のいずれかであること。 - 世帯員の年齢が「全員が 40 歳未満（子の有無は問わない。）」または「全員が 45 歳未満で、そのうち 18 歳未満の子が 3 人以上いる。」のいずれかであること。																		
都営住宅の定期使用許可日から 5 年が経過した世帯	134	- 申込者および同居親族が定期使用住宅の使用許可を受けた都営住宅に 5 年以上居住していること。 なお、3-2 ページ 4 (2) については、定期使用許可日から 5 年が経過した世帯には適用されません。 - 現在お住まいの都営住宅を新たな都営住宅への入居に伴い、返還すること。																		
事業再建者世帯 (5 年間の期限付き住宅)	030	- 申込者が東京都内に継続して 3 年以上居住し、かつ引き続き 3 年以上都内で事業を行っている中小企業の経営者であること。経営者とは、個人事業主、合名会社・合資会社の無限責任社員および有限会社・株式会社の取締役をいいます。 ただし、事業内容は東京都中小企業制度融資の対象業種に限ります。別ファイル「事業再建者世帯の対象業種について」をご確認ください。 - 経営する企業が民事再生法による再生計画の認可決定を受けており、当該認可決定の確定の日から 1 年未満であること、もしくは経営する企業が東京都中小企業再生支援協議会の支援により、再生計画を策定完了しており、当該再生計画策定完了の日から 1 年未満であること。資格審査のときに、民事再生法による再生計画の認可決定が確認できる書面（裁判所から送達された書面）、もしくは再生計画策定完了届（東京都中小企業再生支援協議会の確認があるもの）の提出が必要です。 - 民事再生手続の開始申立、もしくは東京都中小企業再生支援協議会の支援申込みの前後 1 年以内に事業の再建に伴い自己の所有する住宅を失った者であり、かつ現に最低居住水準未満の規模の住宅に居住していること。 ※事業再建者世帯の方は、最長 5 年間入居できる期限付きの住宅です。期間満了に伴い必ず住宅を返還していただきます。入居期間の延長や更新はありません。																		
		※ 事業再建者世帯・最低居住水準 <table><tr><td rowspan="4">最低居住水準</td><td>居住人数</td><td>住戸専用面積 (壁芯)</td><td>居住人数</td><td>住戸専用面積 (壁芯)</td><td rowspan="4">壁芯とは、壁などの厚みの中心線より算出した住戸専用面積で、一般的な算出方法です。また、住戸専用面積にはバルコニーは含みません。</td></tr><tr><td>2人</td><td>30㎡未満</td><td>5人</td><td>57㎡未満</td></tr><tr><td>3人</td><td>40㎡未満</td><td>6人</td><td>66.5㎡未満</td></tr><tr><td>4人</td><td>50㎡未満</td><td>7人</td><td>76㎡未満</td></tr></table>	最低居住水準	居住人数	住戸専用面積 (壁芯)	居住人数	住戸専用面積 (壁芯)	壁芯とは、壁などの厚みの中心線より算出した住戸専用面積で、一般的な算出方法です。また、住戸専用面積にはバルコニーは含みません。	2人	30㎡未満	5人	57㎡未満	3人	40㎡未満	6人	66.5㎡未満	4人	50㎡未満	7人	76㎡未満
最低居住水準	居住人数	住戸専用面積 (壁芯)		居住人数	住戸専用面積 (壁芯)	壁芯とは、壁などの厚みの中心線より算出した住戸専用面積で、一般的な算出方法です。また、住戸専用面積にはバルコニーは含みません。														
	2人	30㎡未満		5人	57㎡未満															
	3人	40㎡未満		6人	66.5㎡未満															
	4人	50㎡未満	7人	76㎡未満																
一般世帯	001	上記のどの区分にも当てはまらない世帯																		